

様式（第9条関係）

審 議 結 果

次の審議を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和6年度 第1回益田市人権・同和問題解決推進委員会
開催日時	令和6年5月22日（水）午後2時から午後3時45分
開催場所	益田市人権センター
出席者及び欠席者	○出席者 【委員】渡辺委員（委員長）、長岡委員（副委員長）、原田委員、落合委員、金山委員、花本委員、福田委員、野村委員、山本委員、椿委員、森本委員、豊田委員、栗原委員、塩満委員 14名 【事務局】和崎福祉環境部長、人権センター山下館長、栗山館長補佐、波田主任主事 4名 ○欠席者 寺戸委員、前田委員 2名
議題	①（仮称）益田市人権尊重のまちづくり条例について ② その他
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

経過

1 開会	
2 会議の成立について	
事務局	委員16名中14名の出席。益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則第5条第2項に基づき会議が成立していることを報告。
3 福祉環境部長あいさつ	
4 辞令交付	
5 自己紹介	
6 副委員長選出	
野村前副委員長の異動・退任に伴い、副委員長の選出を行う。各委員からの立候補及び推薦はなく、事務局より長岡委員を提案し、満場一致で決定。	

7 議事	
(1) (仮称) 益田市人権尊重のまちづくり条例について	
①条例制定の経緯(資料1)について事務局より説明	
委員長	<p>資料1についてご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>私も知りませんでしたけど、県内8市の中で益田市が3番目の制定であると。これが早いのか、遅いのか分かりませんが、ここで市が、条例制定ということを決断されたことは評価されるべきだと思います。制定までの目的、背景について、ご発言はありませんか。</p> <p>無いようですので、次に資料2を御覧頂きながら説明していただきたいと思いますが、事務局からは、7ページ以降の解説を見てもらいながら説明を受けることにしたいと思います。若干長くなりますので、7ページ、8ページというようにページごとに説明、提案を受けながら、質疑を繰り返していきたいと思いますので御理解ください。</p>
②条例案前文(資料2)について事務局より説明	
委員長	<p>最初前半9行ほど第1段落が国の背景、そして第2段落以降に益田市の状況が書いてあります。本当にこんなのかという、固定観念のない状態で読んでいただければと思います。</p> <p>それから、この会については、できるだけ全ての方にご発言をお願いしたいという事務局からの要請もありますので、是非、1回は発言をしていただくという、そのつもりでこれから先も読んでいただければと思います。感想を含めて、何か一言お願いしたいと思います。</p>
委員	<p>上から5行目1番右のところ。「近年では障害を理由とする」という、5、6行目に跨るところの障害の「がい」の字が漢字になっていますが、3段落目、「しかしながら」で始まる「今もなお年齢、障がいの有無」というところの障がいの「がい」が平仮名になっています。ここを変えられる意図が何かあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>法律に関連するものは漢字、それ以外のところでは平仮名表記をさせていただいております。</p>
委員長	<p>つまり第一段落の障がいというのはここだけを見るのではなくて、そこから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」までが一括りと。単語として、熟語として、それを受けて表記してある、法律の名前だから変えようがないということです。それ以外の一般的な表記の場合は、益田市としては、「しょう」は漢字、「がい」は平仮名で統一するという基準があるようです。</p>

<p>委員</p>	<p>4段落目です。「このような状況の中」に続く、「誰もが平等で、生き生きとした人生を享受することのできる社会」というところですが、この平等というのは、自分的には読んで違和感があると思いました。何が平等かということが曖昧であると思っていて、1段落目を見ますと、世界人間宣言では、尊厳と権利について平等、日本国憲法では基本的人権の保障と法の下での平等という形で平等の意味が説明されています。ここで平等ということになると、皆等しく同じでいいのだという感覚になってしまいます。先行自治体の事例を見せていただいたのですが、ここは例えば一人一人の人権が尊重される社会とか、一人一人が尊重される社会とするほうが人権尊重のまちづくり条例ですのでピンとくると思いました。</p> <p>それに続く、「生き生きとした人生を享受する」というのは、その後に付けてもいいのかもしれませんが、豊かな人生をとく、そのように言い換えてもいいと思いましたが、平等については言い換えた方がいいのではないかと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>言われてみれば、何とかの平等とか、付いているのが普通の表現ですね。何となく読んでしまいましたけど何か加えることができたらと思いました。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の方で持ち帰りまして、整理させていただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>具体的に代案があればそれを提案してもらい、この場で審議したいと思いますが、そうはいかない場合もありますので、その場合は、事務局に持ち帰って事務局で検討してもらおうという格好になるかと思います。今のことについてはそれでよろしいですか。</p> <p>他の皆さんで、今のことについて何か御意見があれば、この際、関連してお願いできたらと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>この資料、パラパラと目を通したときに、この内容が頭の中にスッと下りてこなくて、それで今、委員長さんが「あ、違うで」と言われて、一生懸命読み、解説を聞きながら、そういうことかということが分かりました。</p> <p>このたび、益田市が誰もの人権を大事にするということに取り組むのであれば、これを見たときに、「こういうことを益田市はみんなのために考えてくれている。」ということが誰でも分かるような書き方にすべき。この文面は一文がすごく長くて、4行ぐらいで丸がきている。途中で分からなくなってしまったので、一文をもう少し短くするか、後ろのほうに浜田市の条例がありますが、分かりやすい言葉に言い換えておられる。これはこういう考え方があるのだなと思って見させてもらいましたが、誰もが読んだ時に、分かるような書き方をするといいのではないかと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>先行事例を見ながら新たに書くと、どうしても長くなりがちになるということは理解できますが、そうなればなるほど読みにくい。よくある事例かなと思います。今の意見をぜひ参考にして、できる限り市民のレベルで、読みやすい、分かりやすい、文章表現にしていいただけたらと思います。そもそも長い前文です。長くせざるを得ないとは思いますが、段落を細かく分けるなり、一文を短く切るなり、工夫できるところは工夫していただけたらと思います。</p> <p>前文の中の他の表現について意見をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>「本市において」というところ、その後、「しかしながら、今なお」というところで、色々な差別や偏見が存在していると書いてありますが、本当にそうなのかと言われたときに、例えば具体的な数字等、益田市における状況が説明できるかどうかということをお聞きしたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>説明できる資料があるか、根拠があるかどうかということです。</p>
<p>事務局</p>	<p>人権同和問題基本計画を策定する前に、市民意識調査を前年に行っています。その中からも問いの方で市民の方へ尋ねております。「人権が尊重される社会になっていますか」というところや、「差別を受けたことがありますか」といったような内容を聞いておりますので、それが根拠となっております。</p> <p>また、部落差別解消推進法で、国も認めているような状況もございますので、差別が存在しているというところの根拠は、持ち合わせているというふうに考えております。</p>
<p>事務局</p>	<p>同和問題基本計画の中で36ページに市民意識調査の結果を載せています。直近のところでは令和3年3月、計画を策定する前に行っているところですが、具体的には44ページの「過去5年間ぐらいであなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか」という問いですけれども、こちらの方にあるように2割の方、20%ということになっておりますけれども、そういう回答をされています。</p> <p>またその内容につきましても45ページに回答がございますが、職場における対応であるとか、家庭内、それから実社会というところで、様々な場面で差別や人権侵害を感じたことがあるというように、意識調査の方では回答されています。</p>
<p>委員</p>	<p>意識調査があるということが見えました。具体的に年齢、障害、疾病、性別、性的志向と書いてありますが、これは一般的に、そういう差別や偏見というのを挙げるときに、条文や条例、法律などに挙げられている事例がそのまま載っていると解しているのですか。</p>

事務局	すでに人権・同和条例を策定しております浜田市、大田市、鳥取市そういうところ。また他の自治体の条文を参考にさせていただきながら、策定したところです。
委員長	これで、漏れがないと。一般的に漏れがないということでもよろしいですかね。
事務局	ただ、他の自治体も全て網羅している状況ではございませんので、等というところで、そこら辺を含めながら、条文の中では定義をさせていただいたところです。全て網羅しているというところではございません。
委員長	<p>益田市の意識調査が一応の根拠になっているということ。それから列挙する項目、表現の仕方については、他の先行事例も参考にしながら、よくある一般的な差別偏見の事例が示されていると。これで全てではない、全てを載せると大変な量になるのでその辺はその他、等という言葉で括ってあるという回答でしたけど、このことについて、多分他の方々もご意見があらうかと思えます。</p> <p>この際、ここに拘っておいた方がいいかなと私も思っていて、今もなおあるこの差別偏見の事例、この列挙の仕方でのいいのか、これに加えるものはないのか、このあたりについての率直なご意見・感想をお聞きしたいと思えますが、ぜひ皆さん方のご意見お聞かせしたいと思えます。</p> <p>例えば、私が率直に最初の印象で思ったことは、年齢差別って何だろう。聞いたことがありますか。あるいは、出身という言葉で何を表しているのか。言語、言語差別って聞いたことがありますか。益田市の条例において、言語による差別や偏見が存在していると言えるでしょうか。このあたりについて、しっかり、意見というか、お互いにこういう事ではないかという共通理解ができれば、市民の皆様にも説明とかご理解してもらえないかな。せめて私たちの中で理解しておかないと、これがそのままひとり歩きしてしまいますので、ここについては立ち止まって考える必要があるかと。単なる、代表例を列挙しているということですが、さらに、益田市における状況を端的に表せたところだと思えますので、特に重要なものを列挙する。その順番に拘る必要があると思えますが、少し拘りを持って読んでいただけたらと思えます。是非ご意見をお伺いしたいと思えます。</p>
委員	<p>今委員長さんが言語ということをおっしゃられて、ふと思ったのが、手話言語条例です。確かに大変なのですが、差別というふうには感じておりません。手話通訳者さんとか色々なサポートする上で不足な状況は感じますが、ろうあの方の差別というようなことは、当事者として感じておりません。</p> <p>それと、国語的な表現ですが気になったのは「一人一人」の表記。前半が漢字、後ろは平仮名ではないかと思って。また「生き生き」はどうなのかと思ひまして、こうした言葉が繋がる所は一度ご確認いただければと思ひます。</p>

委員長	<p>今2点ご指摘ありました。</p> <p>後半の表記の仕方については、行政の方は答えがでけると思いますが、そこから先に回答してもらいましょうか。</p>
事務局	<p>「一人一人」について回答します。世間一般には先ほどおっしゃったように、前半漢字、後半が平仮名という表記をすることが多いのではないかと考えています。</p> <p>ただ、今回お示ししている条例につきましては、基本的に、ルールに則って表記させていただいております。それについては、職員自体も知らない者が多いのですが、国が定めた公務員法というルールがございまして、そのなかにおきまして、一人一人は漢字で書くようにということに正式な決まりがありますので、条例を制定する際には原則に基づいて、このような表記をさせていただこうと考えています。</p>
委員長	<p>明快な回答ありがとうございます。このあたりが、我々市民の感覚とは違うところがあるのですね。</p> <p>「生き生き」はどうですか。</p>
事務局	<p>「生き生き」の表現につきましては、宿題として持ち帰らせてください。</p>
委員長	<p>今、言語に関わる手話についての発言がありました。これ読むと、いくつかあって言語の事由による差別や偏見が存在しているという書き方でしたね。だから、ここで手話ということについて言えば、例えば手話を使うことに対して、あるいは手話そのものに対して差別や偏見があるのか。その偏見や差別が、益田市において、あるという実態があればこう書くべきでしょうけど、ただそれにしても、言語と書いてあってそれをすぐ手話と結びつける発想は一般的ではないと思います。手話も言語の一つであることは我々のところでは共通認識かと思いますが、この言語による差別という言い方が果たして適当なのかどうかということについてご意見をお伺いしたいと思います。</p>
委員	<p>言語ということで、すぐ手話のことに感じ取られたことは凄いと思います。私たちも手話通訳をさせてもらって、普通の言葉だと頭にあるものですから思いませんでした。</p> <p>この言語を見て、この言語とは何だろうと感じてしまいました。訛りとか、いろいろ言語って幅広いですよ。ここでいい言葉があればと思いました。</p>
委員長	<p>他の方いかがですか。</p>

委員	<p>ここに色々列挙してある、差別事象については、例えば言語で差別する人はいなくても、日本語が分からないことでの不自由さとか、そういうのもあるのかなと思ったりしましたし、年齢だと、最近の言葉では老害とか、少し前だとゆとり世代とか、年齢を一括りにしたような言い方なり、そういう個別的に使うようなケースもあるので、何となく理解できる場所があります。多分浜田の事例とかそういうところから採ってきていると思いますが、国、県が作っている指針など、そういうところに今ある、今なお残る差別とか、偏見という部分で列挙されているものを探してみるのも一つ方策かなと思っていて、それが益田市で普段感じるものもない差別であったとしても、益田市に無いと言い切れるものでもないと思っていますので、全国的に国とか何か指針で示しているものを調べてみられてもいいと思います。</p> <p>それから、委員長が言われた順番に関しては、確かに年齢が先にくると何となく、ずっと読んでいくのに、やっぱり最初がより差別事案が大きいというか、問題意識が強く感じられるところかなと個人的に思いますので、順番に関しては色々検討してもいいとは思いますが、中身については、国なりの指針を見てもいいのかなと思っています。</p>
委員長	<p>せっかくですので、ほかの方の御意見も。</p>
委員	<p>差別の追加っていうか貧困による差別というものがあると思います。追加をしていただければと思います。</p>
委員長	<p>具体的な要望でした。貧困による差別というものもあると思います。書き加えるかどうかはわかりませんが、慎重に検討してください。</p> <p>ほかの方の御意見を頂きたいと思います。</p>
委員	<p>色々書き加えていってどうかということもあると思いますが、差別ではないかもしれないけど、虐待みたいなのはやっぱり教育上のところが大きいと思っていて、それはどこかに入るものか、差別ではないのか分からないのですが、その辺りの問題。また、犯罪に関わる、犯罪被害者加害者への問題というのも最近ニュース等で大きく取上げられている気もしています。</p> <p>あと、出身というところが部落差別に関わる問題になるのかなと思うのですが、そのあたりは部落差別という言葉は載せずに。出自というほうがいいのかどうかというところ、私も分からないのですがそのあたりどうでしょう。</p>

委員長	この場で回答があればお願いします。
事務局	持ち帰らせていただきまして、事務局で整理をさせていただきたいと思います。
委員長	いずれにしてもこの場で文言の修正は難しいと思いますので、他にこのようなこともあるのではないかと、ということもこの場で言うておかないと次回では間に合わないこととなりますので、是非気が付いたことがあればお願いします。
委員	<p>今お話になっている箇所ですが、他の資料を見ると、ここまで具体的に色々列挙されているところがあまりないから、様々な差別が存在しているという言葉でまとめられているのですが、それでは分かりにくいということも分かるのですが、これをし過ぎるがゆえに分かりにくかったり、引っかけたり、どういう意味だろうかということにもつながると思うので、書き過ぎなくてもいいのかなと思います。具体的に分かりやすいものをまず書かれて、そこからこうこともあるのではないかと、ということを読んだ人が考えるきっかけになるような文言があればいいと思います。</p> <p>最初に他の委員がおっしゃったように、すごく分かりにくい。子どもたちが読んでこれ果たして理解できるのか、ということもありますし、最初に戻って、全体的にもっと、どんな世代にもすんなり入ってくるような言葉にしないと、これが本当に取組に深く浸透するのかなという心配を持っています。</p>
委員長	同感です。これもある、あれもある。全部書きすぎたら余計わからなくなる。それと、後で出てきますけど、この条例は学校に通う子どもたちにも読んでもらわないといけない。なので、その視点というか、子どもたちにも分かるような、理解できるようなものに是非していきたいと思います。
委員	今、列挙に関してはどうかということですが、前文では、最後のところ「等」という表現でまとめてあるのですが、あと7条のところでも同じように列挙してある。そこでは「その他の事由」に変わっている、どこまで載せるか、全部載せようと思うと一つ一つ載せていかないといけなくなると思うのですが、最後のところにその他の事由によると書いてあるので、あとは、そこの表現。分かりやすくするためには、そういったところをまとめ、「等」となっているところと「その他」になっているのは表現を統一した方がいい。

<p>委員長</p>	<p>第7条の指摘もありました。これは事務局の方で修正しておいてください。</p> <p>時間がなくなりましたので、先を急ぎたいと思いますが、私の方から意見というか、検討してもらいたい、変えたいなということを言います。</p> <p>年齢ということが1番最初に出てくる。そこで思ったのですが、多分この裏側には、子ども、高齢者という言葉が含まれているのだろうという思いがあります。だとすれば、そういうふうには書かないと誤解を招くというか、わからないのではないかとということが一つ。</p> <p>それから、障がいや疾病の有無という言い方ですけど、何々の有無による差別、偏見、それはほかのことであっても全部に言えるのではないかと思うので、何々の有無、ここだけこれが付いているのは不自然ではないかということ。</p> <p>それから、出身ということについては、これは多分被差別部落の出身という言葉が、最後の出身だけが残されたということだと思いますが、これも、これだけ残すのであれば、出自というふうな言い方に変えたほうが良いのではないかと。これは私個人的な感想です。</p> <p>それから、言語ということに拘りますが、色々な差別・偏見はあると思います。方言による差別とか、アイヌ語による、アイヌ民族に対する偏見とかあると思います。しかし、ここに列挙するほどのものなのか、というのは率直な疑問です。他の人種、国籍信条等による差別・偏見と比べれば、比べて同等に扱うほどのものなのかという思いがあったりします。</p> <p>他にご意見がなければ、これをもって事務局の方に、次回、検討した結果を回答していただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それではここで大分時間をとりましたので、前文については、これでよろしいでしょうか。</p> <p>8ページ目の第1条から第3条のほうに入っていきます。</p>
<p>③条例案第1条～第3条（資料2）について事務局より説明</p>	
<p>委員</p>	<p>第2条です。言葉の定義ですが、市民というところで、「又は」という言葉は、「市内に通勤し」の前に移動したほうが良いのかなと。住所を有しているか、または住所を有していないけれども、市内に通勤したり、通学したりする人ということですよ。であれば、そこにもっていくか、またはここに残すのであれば、市内に住所を有する者と1回切って、通勤するか、市内に通学する者とするか、どちらかが良いと思いました。</p>

事務局	こちら、男女共同参画推進条例の中に定めがありますので、それを参考にしながら策定しました。内容につきましては、法令等を確認して、今おっしゃった意見も含めて、事務局の方で再度検討させていただけたらと思います。
委員長	他の条例に合わせたということですが、さらに検討してもらいましょう。
委員	質問ですが、人権同和教育の基本計画の中に益田版SDGsというのがあります。それでSDGsの中に、人権同和教育に関する目標が上がっていますが、そのことと、このたび策定する条例とは無関係、別物ではないですね。その辺りを、何かどこかに入っていると、この条例は、益田版SDGsがあつて、そこから降りてきているものとか、益田版SDGsとは何だっけと、子どもたちの学校での勉強などに広がっていくのではないかと思うので、そのことをどこかに加えられるといいと思いました。
委員長	益田版SDGsについて触れた方がいいのではないかとのご意見でした。
事務局	この条例の中でどの様な形でお示しできるかどうか事務局で再考いたしまして、条例の中で難しければ計画の中で整理するというところもあるかと思いますが、持ち帰らせていただければと思います。
委員長	次に第4条第7条、そして9ページをお願いいたします。
④条例案第4条～第7条（資料2）について事務局より説明	
委員長	第7条は先ほど前文のところの表現がそのままです。 ただ「等」、「その他」という表現の違いを全部統一する。この列挙した部分については前文の列挙とあわせて、自動的に変わっていくということだと思います。この4条以下、7条のところでは質問がありましたらお願いします。
委員	事業活動の定義です。事業活動とは何かということと、経済的活動をしている個人とか法人という事業活動をしているその他の団体、これおそらく他の条例でもそういうことになっているのかなと思いますが、改めて問われたときに、事業活動とは何か、その他の団体とは何かということを確認に答えられるような状況でございましょうか。
事務局	次回のところできちっと整理をさせていただけたらと思います。

事務局	<p>条例に盛り込む文言ですので、確かに、先ほどのご意見としてありましたが、理解をしていただくのに難しい部分があるかと思います。事業活動、これは一般的なところを条例の中に盛り込んだということでありまして、それが具体的に何かということですが、一般的に皆さん方がイメージされる部分を想定しておるところでございます。様々あると思いますけれども、条例に盛り込む文言になりますので、そこらあたりについてはご理解頂ければというように思っています。</p>
委員	<p>行政に携わられる方はそういう理解をするかもしれませんが、子どもに事業活動とは何か、その団体とは何かと聞かれたときに、一般市民の方も事業活動って何か、この条例を幅広く市内を回って市民の方に説明するとかそういうことも将来的にあるかと思っておりますので、やはり文言整理がきちんとされて、単純なそういう質問が出たときに、「こういうものを考えています。」というようにすることが私はいいいのかなと思っています。</p>
委員	<p>こうした条例の場合は、事務局からもありましたが、条文としての書き方というのがありまして、条例を作るとき、市民の皆さんが見て分かりやすい表記というのはよく言われます。勿論それは考えないといけないのですが、条文として書くときに、先ほどありましたが、全部列挙すればいいのかとか、細かく書けばいいのかというところ、そういうわけにもいかないということで、通常は逐条解説や、条例自体の解説もまた別冊で子ども向けに作るとか、そういうことでカバーするような手法を採っているケースは非常に多いです。勿論分かりやすい条文にすることは必要ですし、できるだけやらないといけないと思うのですが、先ほどの列挙し過ぎるのはどうかということ踏まえて、もう少しこういう逐条解説のほうで、先ほどの事業活動とはこういうものですよとか、そういうことを入れていくと、条文だけではなくて、セットにして見てもらってわかるようになるのかなと思います。</p>
委員長	<p>分かりやすい説明だったと思います。</p> <p>私個人的に素人で質問します。この事業者や事業活動の中に学校は含まれるのですよね、当然。それを含めてそういう言い方をするというのが行政的には一般的なのですね。</p>

委員	第 7 条に人権侵害行為の禁止が謳ってありますが、それ以外にも起きた時にどうするかという、起きた時に私たちのスタンスがどうあるべきなのか、ということを示しておく必要があるのではないかと考えています。浜田、大田の条例を見てもそれが書いてなかったのですが、やはり、条例の中に盛り込んだら非常に制約が多いと思うのですが、例えば速やかな解決するための教育に努めるとか、そういうふうな、市民、事業者のスタンスをきちんと明記していくということは必要ではないかと思いましたので、申し上げておきたいと思います。
委員長	条例に入れるかどうかは別として、禁止行為に違反した場合に、それに対する対応をどうする。その辺りのスタンスが必要になるのではないかとということだと思います。
事務局	条例の中でこういった形で表記ができるかということも含め、事務局のほうでまた対応を検討させていただきたいと思います。
委員長	第 8 条から第 10 条にお願いいたします。
⑤条例案第 8 条～第 10 条（資料 2）について事務局より説明	
委員長	確認ですが、本条例に附則がこれから設けられるということですね。 その附則について今日は提示しない。附則において、今私たちがこれまでやってきた益田市人権同和問題基本計画がそのままこの条例上の基本計画に置き換わるというか、みなすということです。同じく審議会もこの委員会が審議会になるということもあるのですね。 次、11 ページ 12 ページ。最後、第 11 条、13 条でございます。
⑥条例案第 11 条～第 13 条（資料 2）について事務局より説明	
委員長	審議会についてですが、益田市人権同和問題解決推進委員会の現委員は、令和 7 年 3 月 31 日、令和 6 年度までの任期であって、令和 7 年 4 月 1 日以降は、審議会というのは新しい会議体できて推進委員会は無くなるということですかね。推進委員会が無くなって、新たに審議会が設けられ、ですからこの委員の任期は令和 6 年度、令和 7 年 3 月で終わって、新たに審議会の委員さんが任命され、ということですね。人数が減らされて決定。ということですよ。そのように御理解ください。

委員	<p>条文のことではないのですが、この逐条解説の書き方は、私たちにとっては分かりやすいのですが、あくまでも条文の解説ですので、現行と変更点を解説に書く必要はないと思っています。あくまでもこの条例において審議会を設置する意義とか、このメンバー構成の理由とか、そういうものを解説としては書く。私たちがこれを見ると、今の委員会がこう変わるということが分かりますが、委員会の審議であって、解説としては情報と解説を載せたほうがいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>御意見を頂きましたが、当初この資料を作ったときには、先ほど話がありましたような逐条解説という想定で作ったものではなく、この委員会の資料として、説明させていただくために作成した資料です。別途、今後市民向けに説明する機会に資料として用いるのであれば、そういうところは考慮して作成したいと思っています。</p>
委員	<p>第 8 条のところ、基本計画を作ることが市の責務となっています。当面はこれを何かにみなすということだと思います。私もちらっと目を通しただけですが、学校とか職場とか、こうしたことをしなさいということが書いてあって、これが実践できれば、先ほど話題になりました市における差別とか偏見とか、この辺のことも少なくなってくると思うのですが。</p> <p>次に、基本計画はどの辺のスケジュールで作られるかということです。もし現計画を当面使うのであれば、この条例ができることによって、何か変わることがあるのかどうかということを教えてください。</p>
委員長	<p>今後のスケジュールについてはもう一つ後に説明を伺いたいと思います。</p> <p>この条文について、通してご発言がありましたら、この場でお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>今、基本計画が当面の市の計画になるということは理解できたところですが、この中に書いてあることがこの条例を制定することによって、どう変わっていくのかというのは、結局、今までどおりで終わると。いわゆる差別とか、人件侵害がなくなかった。だから条例を作ってもう少し、それも推進していこうという趣旨だと思うのですが、そうすると、この基本計画に書いてある内容がどう変わってくるのかというところのお考えを教えてください。</p>

事務局	<p>次期計画につきましては令和 8 年度の策定を予定しています。条例ができたことによってどう変わっていくのかということも、これまでの教育、それから相談体制の中とか、様々取り組んでおりましたけども、これまでと同じ取組では、なかなか進まないということも分かっております。</p> <p>この条例を契機としまして、次の計画を策定する際は、より具体的に、より更に、人権教育啓発をどのように有効的にやっていくのかということも、様々なご意見いただきながら市のほうで整理をして、計画を作って具体的に進めてまいりたいと考えております。</p>
委員長	<p>現行の基本計画は令和 7 年度までですよね。令和 8 年度に新たにこの条例を背景にしながら作り直し、令和 8 年度に新しい計画ができるということですね。</p>
委員	<p>確認させてください。定義の第 2 条のところですか。市民の定義、あるいは事業者の定義ですが、読みようによっては、市内に住所を有し、市内に通勤しとありますが、これは AND なのですか、且つですか。</p> <p>それともう一つ、事業者、市内において事業活動を行う個人及び法人とありますが、及びは且つですね。AND になるのですかね。そこのところは私の理解不足ですので教えてください。</p>
委員長	<p>意味としては AND ではなくて OR。住所を有するか、通勤しているか、通学しているか、3つのうちの1つあれば市民ですよ。</p>
委員	<p>OR ですね。事業者のほうも OR ですね。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。では時間が過ぎておりますので、一応この条例案についての質疑は終わりにしたいと思います。</p> <p>次に、今後のスケジュールについての説明を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
⑦今後のスケジュール（資料 3）について事務局より説明	
委員長	<p>私たちについて言えば、今年の 7 月に第 2 回の委員会が開かれる。そこでは、基本計画の進捗確認をし、そしてこの条例についての審議の 2 回目を行うと。そこで何らかの事務局からの回答を得るというふうに思います。</p> <p>そしてその後、パブコメを経て 11 月に第 3 回目の委員会を開いて、委員会での成案を持っていきたいと。</p> <p>そして 12 月議会で予定どおりいけば、この条例はいつ施行されるのですか。</p>

事務局	<p>まだ、正式に確認をとったわけではございませんが、公布の日からという形で想定しています。</p> <p>なので、12月議会で議決を頂いた後、条例を公布しますが、その公布の日から施行するようなことで、私どもとしては想定をしているところです。</p>
委員長	<p>ということは、早ければ12月の年内には公布施行ということになるということですか。年度の変わり目ということではないのですね。</p>
事務局	<p>あくまでも現時点の考え方です。今後、内部で協議をして、期間を延ばすということもあるかも分かりませんが、現時点ではそういうことで想定をしているところでございます。</p>
委員長	<p>分かりました。</p> <p>この件に関してご質問はありますでしょうか。</p>
委員	<p>今後、パブリックコメントを予定するということですが、今、県内の市で3番目に制定するということになれば、これまでに制定された市が、条例を作ることによってどう変わったのか、どういう問題があってどういうふうに進んできたのか、そういう事例も聞かせていただいて、それも踏まえて今後対応できれば大変ありがたいと思います。</p>
事務局	<p>他市の状況も確認をさせていただいて、また次回、ご報告をさせていただけたらと思います。</p>
委員長	<p>全体を通して、ご意見が、ご発言があればお願いいたしますけど、なければこれで終わりたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、これで、議事について終わりにしたいと思います。</p>
事務局	<p>委員長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和6年度第1回益田市人権・同和問題解決推進委員会を閉じたいと思います。本日は誠にありがとうございました。</p>